

「卓越大学院プログラム」評価要項

令和3年2月
令和5年11月改正
令和7年5月改正
卓越大学院プログラム委員会

「卓越大学院プログラム」（以下「本事業」という。）の中間評価及び事後評価は、この評価要項に従って行うこととする。

1. 評価の目的

本事業は、新たな知の創造と活用を主導し、次代を牽引する価値を創造するとともに、社会的課題の解決に挑戦して、社会にイノベーションをもたらすことができる博士人材（高度な「知のプロフェッショナル」）を育成することを目的とする事業である。本事業では、構築された学位プログラム¹が、補助期間終了後も大学の学内外資源等により持続的に運営され、本事業の目的に沿った人材が継続的に輩出されるよう、各大学における大学院の教育改革及びシステム改革に取り組む期間として7年間にわたって支援することとしている。

（1）中間評価

中間評価は、本事業において採択されたプログラム（以下「採択プログラム」という。）の進捗状況や継続性・発展性等を評価し、優れた取組を抽出し、それを伸ばしていくこと等を通じて、本事業の目的が十分達成できるよう各大学に対して適切な助言を行うとともに、評価結果に基づいて各プログラムの資金計画の見直し、文部科学省が行う補助金の適正配分、大学院教育の振興施策の検討に資することを目的とする。

（2）事後評価

事後評価は、各採択プログラムにおいて、中間評価結果を踏まえた対応が適切に行われ、本事業の目的が達成されたかについて評価するとともに、その結果を各大学に示し適切な助言を行うことにより、補助期間終了後の学位プログラムの定着等の大学院教育の水準の向上に資することを目的とする。また、

¹ 本事業における「学位プログラム」とは、①博士課程において、どのような人材を養成するのかを明らかにし、②専攻の枠を超えて、担当する教員によって組織的な教育・研究指導体制を構築し、③教員間の綿密な協議に基づき、学生が修得すべき知識・能力を具体的・体系的に示し、④一貫性のある教育を通じて、その課程を選択した学生に必要な知識・能力を修得させ、博士学位の授与とともに修了する、という①～④の要素を1つのプログラムとしてとりまとめたものである。申請単位である「学位プログラム」には、「プログラム及び取組の内容」、「プログラム担当者等をはじめとした教育研究体制の整備」、「学生に対する活動等の支援や環境の整備」が含まれる。いわゆる「研究科等連係課程」とは異なることに留意。

各採択プログラムの成果等を明らかにし、社会に公表することにより、大学や研究機関、民間企業、公的機関等のそれぞれのセクターにおける博士号取得者の活躍を促進することを併せて目的とする。

2. 評価の進め方

(1) 評価の対象

中間評価：採択後4年度目の採択プログラム

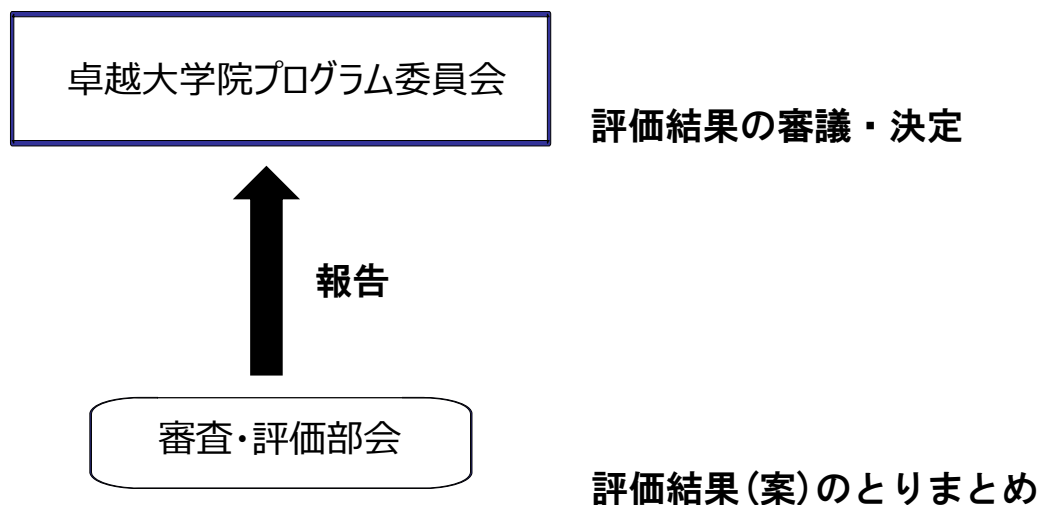
事後評価：採択後7年度目の採択プログラム

(2) 評価体制

評価は、「卓越大学院プログラム委員会」（以下「プログラム委員会」という。）及び「審査・評価部会」（以下「部会」という。）において実施する。

プログラム委員会は、評価要項を定めるとともに、部会における審議を踏まえ、各採択プログラムの評価結果を決定する。

部会は、「(3) 評価方法」に沿って各採択プログラムの評価結果（案）を取りまとめ、プログラム委員会に報告する。



(3) 評価方法

(ア) 中間評価

中間評価は、部会において以下の①～④の方法により行う。その際は、申請時の計画調書（採択後提出版）、採択時の審査結果表等を活用する。

① 書面評価

部会は、各採択プログラムについて次の評価資料により個別評価を行うとともに、現地調査及びヒアリングの観点を議論する。

- (a) 各採択プログラムが作成する中間評価調書（大学による自己点検評価や外部評価の結果を含む）及び文部科学省による実施状況調査
- (b) 各採択プログラムに選抜された学生（以下「学生」という。）及びプログラム担当者に対して文部科学省及び日本学術振興会が行うアンケート調査の結果
- (c) プログラムオフィサー（P0）による、評価項目を踏まえたプログラムの取組状況の確認表（評価項目確認表）
- (d) 各年度のプログラム実施状況報告書、現地視察報告書及びプログラムオフィサー（P0）フォローアップ報告書

② 現地調査²

部会は、書面評価の際に議論された観点をもとに、採択プログラムごとに3～4名程度の部会委員により、プログラム責任者、プログラムコーディネーター、プログラム担当者（連携先機関を含む）、学生、インターンシップ受入れ機関等の担当者等へのインタビュー等を行う。

③ ヒアリング

部会は、全体責任者（学長）及びプログラム責任者、プログラムコーディネーター、プログラム担当者（以下「プログラム責任者等」という。）からヒアリングを行い、書面評価や現地調査結果を踏まえた質疑応答を行う。

④ 合議評価、評価結果（案）の作成

部会は、書面評価、現地調査及びヒアリング結果に基づき合議評価を行い、採択プログラムの評価結果（案）や助言等をまとめる。

なお、部会は、各採択プログラムの評価結果（案）をまとめる際に、「C」又は「D」評価と判断された採択プログラムについては、大学に対し事前に評価結果（案）を開示する。開示を受けた大学は、事業計画

² 委員会の判断により、ウェブ会議システムによる実施等、社会情勢を踏まえた代替措置を以て行うことができる

や資金計画等の見直し案を部会に提出し、部会は当該採択プログラムの大幅な縮小又は中止の必要性等についてあらためて評価を行う。

(イ) 事後評価

事後評価は部会において以下の①～④の方法により行う。その際は、中間評価結果及び計画調書（採択後提出版）等を活用する。

① 書面評価

部会は、各採択プログラムについて次の評価資料により個別評価を行うとともに、現地調査及びヒアリングの観点を議論する。

- (a) 各採択プログラムが作成する事後評価調書（大学による自己点検評価や外部評価の結果を含む）及び文部科学省による実施状況調査
- (b) 学生及びプログラム担当者に対して文部科学省及び日本学術振興会が行うアンケート調査の結果
- (c) プログラムオフィサー（PO）による、評価項目を踏まえたプログラムの取組状況の確認表（評価項目確認表）
- (d) 中間評価以降の各年度のプログラム実施状況報告書、現地視察報告書及びPOフォローアップ報告書

② 現地調査³（必要に応じて実施）

部会は、必要に応じ、採択プログラムごとに3～4名程度の部会委員により、プログラム担当者、学生、修了者、連携先機関、修了者の就職先機関等の担当者等へのインタビュー等を行う。

③ ヒアリング

部会は、全体責任者（学長）及びプログラム責任者等からヒアリングを行い、書面評価や必要に応じて実施する現地視察において十分に確認できなかった事項等について質疑応答を行う。

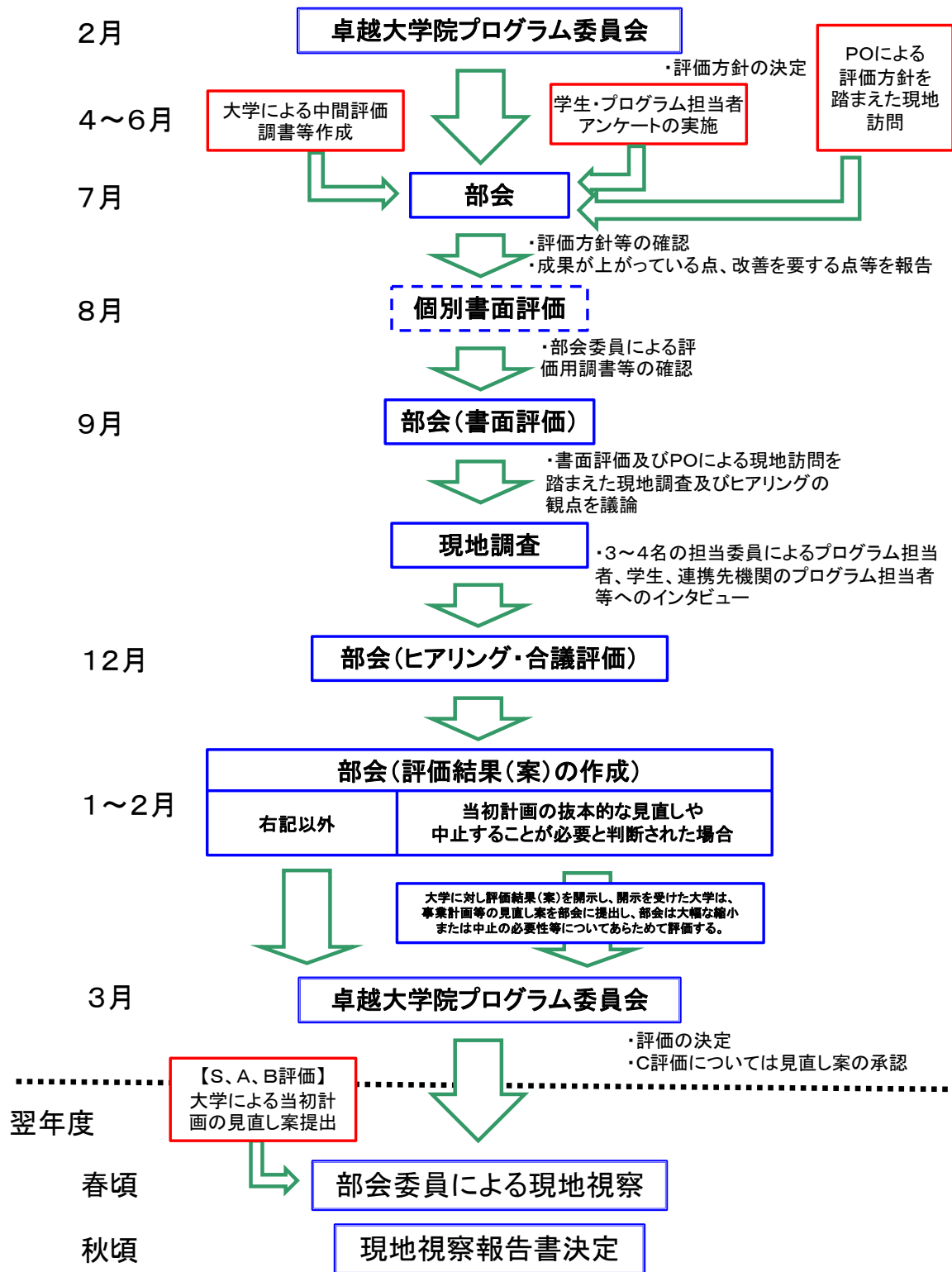
④ 合議評価、評価結果（案）の作成

部会は、書面評価、現地調査及びヒアリング結果に基づき合議評価を行い、採択プログラムの評価結果（案）や助言等をまとめる。

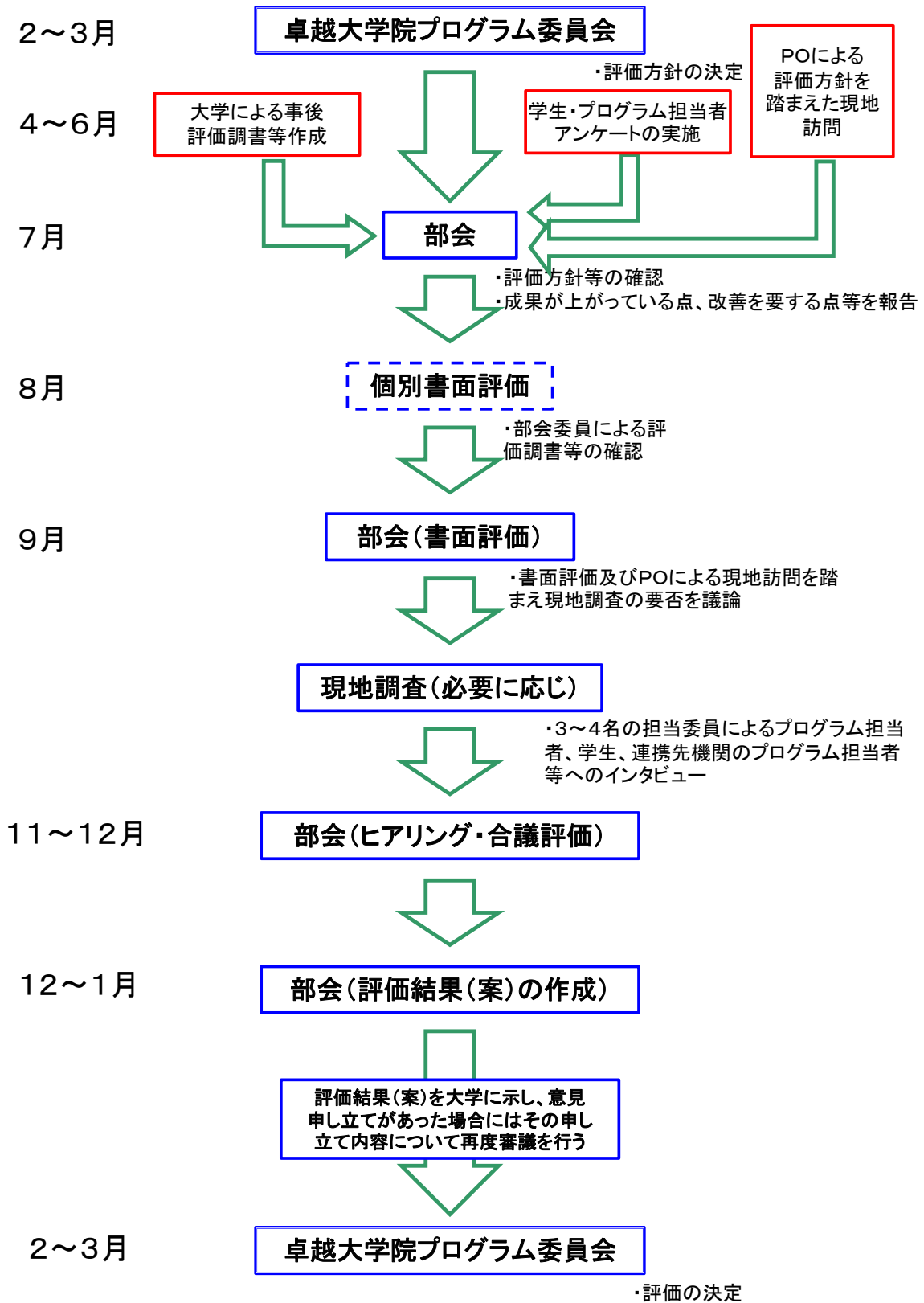
部会は、各採択プログラムの評価結果（案）をまとめる際に、各大学に対し事前に評価結果（案）を開示する。各大学から意見申し立てがあった場合にはその申し立て内容について再度審議を行い、評価結果（案）をまとめる。

³ 委員会の判断により、ウェブ会議システムによる実施等、社会情勢を踏まえた代替措置を以て行うことができる

< 中間評価手順 (イメージ) >



<事後評価手順（イメージ）>



(4) 総合評価基準

(ア) 中間評価

中間評価は、「S」、「A」、「B」、「C」、「D」の5段階の絶対評価で行う。
それぞれの区分と評価基準は以下のとおりとする。

区分	評価基準
S	計画を超えた取組であり、現行の努力を継続することによって本事業の目的を十分に達成することが期待できる。
A	計画どおりの取組であり、現行の努力を継続することによって本事業の目的を達成することが期待できる。
B	一部で計画と同等又はそれ以上の取組も見られるものの、計画をやや下回る取組もあり、本事業の目的を達成するには、助言等を考慮し、一層の努力が必要である。
C	取組に遅れが見られ、一部で十分な成果を得られる見込みがない等、本事業の目的を達成するために当初計画の縮小等の見直しを行う必要がある。見直し後の計画に応じて補助金額の減額が妥当と判断される。
D	取組に遅れが見られ、総じて計画を下回る取組であり、支援を打ち切ることが必要である。

(イ) 事後評価

事後評価は、「S」、「A」、「B」、「C」の4段階の絶対評価で行う。それぞれの区分と評価基準は以下のとおりとする。

区分	評価基準
S	計画を超えた取組が行われ、優れた成果が得られていることから、本事業の目的を十分に達成できたと評価できる。
A	計画どおりの取組が行われ、成果が得られていることから、本事業の目的を達成できたと評価できる。
B	概ね計画に沿った取組が行われ、一部で十分な成果がまだ得られていない点もあるが、本事業の目的をある程度は達成できたと評価できる。
C	計画に沿った取組が行われておらず、十分な成果が得られていると言えないことから、本事業の目的を達成できなかったと評価する。

(5) 評価結果の活用

(ア) 中間評価

プログラム委員会は、決定した各採択プログラムの中間評価結果を文部科学省に報告し、文部科学省が中間評価の結果に応じて行う翌年度以降の

補助金の適正配分（各年度における配分金額や資金計画の見直し等）に資する。また、評価対象の採択プログラム全体を総括した見解を文部科学省へ報告する。

プログラム委員会は、採択プログラムの推進に向けて適切な助言を行うために、各大学に対し中間評価結果を開示し公表する。

「S」、「A」又は「B」の評価を受けた大学は、次年度5月頃に提出する前年度の実施状況報告書とともに、必要に応じて、中間評価結果を踏まえた当初計画の見直し案を提出する。

（イ）事後評価

プログラム委員会は、決定した各採択プログラムの事後評価結果を文部科学省に報告し、文部科学省が行う他の大学教育改革支援プログラムの審査等に資する。また、評価対象の採択プログラム全体を総括した見解、事後評価の最終年度の事業全体を総括した見解をそれぞれ文部科学省へ報告する。

また、プログラム委員会は、学位プログラムの定着に向けて適切な助言を行うために、各大学に対し事後評価結果を開示し公表する。さらに、各採択プログラムの成果等と事後評価結果を報告書として取りまとめ、広く社会に公開する。

（6）プログラムオフィサー（PO）の貢献

年度当初に当該年度において中間評価又は事後評価の対象となる採択プログラムを訪問するPOは、本評価要項に掲げる評価項目を踏まえて採択プログラムの取組状況を確認し、成果が上がっている点と改善を要する点に関する確認表（評価項目確認表）を作成し、部会において報告するとともに、必要に応じて意見を述べることができる。

部会はこの報告及び意見を評価の参考とする。

（7）その他

採択プログラムに参画する研究科や専攻等の組織の一部又は全部が、本事業にかかる教育研究を行う組織として不相当と認められる場合、プログラム委員会又は部会は、当該採択プログラムの中間評価又は事後評価において、このことを踏まえた評価を行うこととする。

3. 評価項目

評価項目及びそれぞれの評価に占める各評価項目のウェイトは以下のものを原則とする。また、評価に当たっては、各大学や文部科学省及び日本学術振興会が実施するアンケート調査の結果を活用して、学生や連携先機関等の視点を重視する。

(1) 中間評価

(ア) 大学院全体の改革を実現する卓越した学位プログラムの確立(30%)

- プログラムとしての卓越性(教育研究の内容や構成、国内外の大学・研究機関等との連携による教育研究環境の構築、学生の質)が確立されているか。(プログラムの卓越性)
- 大学全体の中長期的な改革構想の中での戦略的なものとして位置付けられているか。(大学におけるプログラムの位置付け)
- 優秀な学生を高度な「知のプロフェッショナル」として卓越した博士人材へと導く国際的に通用する一貫した学位プログラムが整備されているか。(プログラムの整備)
- 学内でのプログラムに対する理解及び学内の協力体制が構築されているか。(大学における体制)
- コースワークや複数専攻制、研究室ローテーションなど教育指導の内容が広範かつ体系的に整備されているか。(カリキュラムの整備)
- 多様な背景を持つ優秀な博士課程学生が主体的に学内外で切磋琢磨し刺激し合い、独創的な研究が計画、実践されているか。(切磋琢磨し合う取組の実施)
- 学生の在籍する研究科・専攻との緊密な連携の下、学生への過度な負担の軽減にも配慮したカリキュラムとなっているか。(学生の在籍する研究科・専攻との連携)
- プログラムにおいて設定されたKPIが達成されているか。また、今後も達成される見込みがあるか。(KPIの達成状況)
- 連携先機関等との間で、養成する人材像、3つのポリシー(ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー)等についての共通理解に基づいた取組が実施されているか。(連携先機関との共通理解)
- 連携先機関と、大学内の部局及び民間企業等の各主体の壁を越えた「組織」対「組織」の関係の下での連携体制が構築されているか。(連携先機関との連携体制)
- 当該大学の大学院全体の改革を実現する観点から、プログラムの構築・

実施、成果の波及、取組の継続性・発展性の確保等を図るための具体的な取組が進んでいるか。(大学院改革のための具体的取組)

(イ) 修了者の高度な「知のプロフェッショナル」としての成長及び活躍の実現性 (30%)

- 学生に俯瞰力や独創力並びに高度な専門性が涵養されるような見通しが得られているか。また、学生自身が成長を実感しているか。(卓越人材育成の見通し)
- 修了者が様々なセクターを牽引する高度な「知のプロフェッショナル」として活躍できる多様な具体的なキャリアパスの見通しを提示できているか、また、学生が多様なキャリアパスの可能性を明確に理解しているか。さらに、キャリアパス開拓のため、専任のプログラム担当者の配置や企業の人事担当者へのはたらきかけなど具体的な取組が進められているか。(キャリアパスの見通し)
- 修了者の適切なキャリアパスの構築を見据えた人材の育成・交流及び新たな共同研究の創出等が持続的に展開される環境が構築されているか。(持続的な環境の構築)
- 共同研究やインターンシップをはじめ実践性を備えた効果的な研究訓練等が行われ、各学生に対して産学官民等の各界より高い評価が得られているか。(学生への外部からの評価)
- 修了者の社会での活躍状況を長期にわたり把握する仕組みの構築に向けて具体的な取組に着手しているか。(把握手法の構築)

(ウ) 高度な「知のプロフェッショナル」を養成する指導体制の整備 ((ウ)～(オ)で20%)

- 国内外の多様なセクターから優秀な教員を結集した密接な指導体制や、メンターやTAの活用をはじめ組織的な支援体制が構築されているか。(指導体制の構築)
- プログラム担当者、学生の指導教員等の学内関係者のみならず、大学全体として大学院改革に向けたプログラム理念を共有し共通理解をもって改革を推進・協力しているか。(改革意識の共有)
- 外国人学生・教員との関わり及び外国語の使用等によるグローバルな教育研究・生活環境が確保されているか。(グローバルな環境整備)
- 連携先機関の協力に基づく世界最高水準の教育研究環境が実現されているか。(連携先機関との高水準の研究環境)
- クロスアポイントメント制度の活用や優秀な企業人等の大学教育への

参画など、民間企業等との協力の下、大学と連携先機関との若手教員の人事交流及びそれを促進する仕組みが構築されているか。(ネットワークの形成)

(エ) 優秀な学生の獲得

- 多様な背景を持つ優秀な学生を国内外から獲得するための工夫を行っているか、またその結果として優秀な学生を獲得できているか。(優秀な学生の獲得)
- 学生が学修研究に専念できるような工夫や経済的支援がなされているか。(学修環境への支援)

(オ) 世界に通用する確かな質保証システム

- 高度な「知のプロフェッショナル」となるに相応しい資質能力を保証する開かれた学位審査体制が構築されているか。(学位審査体制の構築)
- Qualifying Examination など修得能力を包括評価する確かな質保証システムが構築されているか。(質保証システムの構築)

(カ) 事業の継続・発展 (20%)

- 全体責任者(学長)を中心とした責任あるマネジメント体制が構築されているか。(マネジメント体制の構築)
- 高度な「知のプロフェッショナル」を輩出する仕組みの継続性が担保され、発展性が見込みがあるか。(プログラムの継続性)
- 客観的な数値目標の設定や外部評価体制等が的確で、採択プログラムの検証・改善が図られているか。(PDCAサイクルの構築)
- 経費の支出内容及び規模は適切か。(経費の適切な執行)
- 当初予定していた資金計画に沿った計画的・段階的な学内外資源の活用がなされているか。また、中長期的な観点からも相応しい水準となっており、補助期間終了後においても、継続の見込みがあるか。(継続・発展のための取組状況)

(2) 事後評価

(ア) 卓越した学位プログラム、「知のプロフェッショナル」を養成する体制等の構築 (10%)

- 優秀な学生を高度な「知のプロフェッショナル」として卓越した博士人材へと導く国際的に通用する一貫した学位プログラムであり、広範かつ体系的な教育研究指導が行われたか。(プログラムの最終形態の確認)

- 国内外の多様なセクターからの優秀な教員、メンターやT Aの活用をはじめ組織的な指導体制や、外国人学生・教員との関わり及び外国語の使用等によるグローバルな教育研究・生活環境が構築されたか。(指導体制等の構築)
- プログラムにおいて設定された KPI が達成されたか。また、今後も適切に更新される見込みがあるか。(KPI の達成状況)
- 学生選抜、Qualifying Examination、開かれた学位審査体制など、高度な「知のプロフェッショナル」となるに相応しい資質能力を保証するシステムが構築されたか。(学生の質保証)
- 外部評価により採択プログラムの検証・改善が図られ、設定した数値目標が達成されたか。(P D C Aサイクルの構築)
- 経費の支出内容及び規模は適切か。(経費の適切な執行)

(イ) 修了者の成長 (25%)

- 修了者がプログラムを通じ、俯瞰力や独創力並びに高度な専門性を身に付けることができ、プログラムを履修したことに満足しているか。(卓越人材の育成)
- 修了者がプログラムを通じ、分野や立場を超えた多様な人的ネットワークを構築することができたか。(ネットワークの構築)

(ウ) キャリアパスの構築 (25%)

- あらゆるセクターを牽引する高度な「知のプロフェッショナル」としてのキャリアパスにつながる就職や起業等の実績を上げているか。(就職、キャリアパスの実績)
- 修了者の社会での活躍状況を長期にわたり把握する仕組みが構築されたか。(把握手法の構築)

(エ) 大学院全体への波及効果及び事業の継続・発展 (40%)

- 全体責任者(学長)を中心とした責任あるマネジメント体制が構築され、採択プログラムに参画していない研究科や専攻への学位プログラムの導入など大学院全体として教育改革、システム改革が進められたか。(マネジメント、波及効果)
- プログラム担当者、学生の指導教員等の学内関係者のみならず、大学全体として大学院改革に向けたプログラム理念を共有し共通理解をもって改革を推進・協力しているか。(改革意識の共有)
- 補助期間終了後も学位プログラムの定着・発展に向けて、計画に沿った

教育研究組織の再編、テニユア教員⁴のポストの配置計画、学位審査体制の整備、学内外資源の活用を踏まえた資金計画やFD・SDの実施、教育実績の重視など教職員の評価基準の見直し等について具体的な取組が実施され、十分継続できるか。また、それに加えて、学生が学修研究に専念できる経済的支援の定着や新しい専攻や研究科の創設など計画を上回る教育研究組織の再編等に意欲的に取り組んだか。(継続・発展のための取組状況)

- 当初予定していた資金計画に沿った計画的・段階的な学内外資源の活用がなされたか。また、補助期間終了後においても、学内外資源の活用が継続される見込みがあるか。(学内外資源の活用)
- 連携先機関と「組織」対「組織」の関係の下での連携体制が構築されたか。また補助期間終了後も体制の継続が図られているか。(連携先機関との連携体制)

4. その他

(1) 審査要項の準用

開示・公開等、利害関係者の排除については、審査要項を準用する。

(2) 情報の管理、守秘義務、評価調書の用途制限

- (ア) 全ての委員には守秘義務が課されているため、評価の過程で知り得た個人情報及び大学の評価内容に係る情報については、外部に漏らしてはならない。
- (イ) 個人情報や機密情報を含む情報の漏洩リスクがあるため、計画調書等評価関係資料の内容を、生成AIに入力しないこと。
- (ウ) 委員として取得した情報(「中間評価調書」等各種資料を含む)は、他の情報と区別し、善良な管理者の注意義務をもって管理する。
- (エ) 評価に係る資料等は、本事業の評価を行うことを目的とするものであり、その目的の範囲内で使用する。
- (オ) 委員等の氏名等は、評価結果等の決定後に公表するため、公表されるまでの間は、自身を含め委員の氏名等は他に漏らさないこと。

(3) 新型コロナウイルス感染拡大に係る影響の取扱い

評価における新型コロナウイルス感染拡大に係る影響の取扱いについては別紙のとおりとする。

⁴ 「テニユア教員」とは、任期の定めがなく定年までの身分が保障された教員のことを指す。

(4) フォローアップ

中間評価後のフォローアップについては、「卓越大学院プログラム 採択プログラムに係るフォローアップについて」（平成 30 年 10 月 22 日（令和 7 年 5 月 20 日改正）卓越大学院プログラム委員会決定）に則って行う。プログラム委員会は、毎年フォローアップの結果を文部科学省に報告し、文部科学省が行う補助金の適正配分（各年度における配分金額や資金計画の見直し等）に資する。

(5) 評価要項の見直し

プログラム委員会は、評価の実施状況等を踏まえ、必要に応じ本評価要項の見直しを行う。

評価における新型コロナウイルス感染拡大に係る影響の取扱い

対応方針

- 評価要項上の各評価項目を確認する上で、新型コロナウイルス感染拡大がプログラムに与えた影響の内容を確認の上、当該時期において適切な対応が行われたかを確認し、当該情勢下におけるプログラムの評価を総合的に判断する。このために、各プログラムが、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けたと考える評価項目においては、その影響の内容及び対応方法を評価調書内に記載させることとする。

考えられるプログラムへの影響

- 海外への学生派遣、留学生受入れ、インターンシップ、学会発表の実施
- グループワークや演習をオンライン等の代替措置で行うことによる学修効果
- 各プログラムが申請時に設定した「プログラムとして設定する検証可能かつ明確な目標」(KPI)の進捗状況
- 制限がある学修環境における当初計画の進捗 など

具体的な対応方法

- 新型コロナウイルス感染拡大により大学の責めに帰することのできない事由によって、当初計画からの進捗及び定量的な目標達成の進捗状況に影響が生じたと考えられる場合、当該影響がどの程度のものか（①影響はあったが代替措置により対応できた、②全く対応できなかった など）を評価調書への大学からの新型コロナウイルスに関連する記載や、現地調査及びヒアリングにおいて確認を行い、当該時期において適切な対応が行われたかを確認の上で、評価を行う。この際、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けて行った代替措置や、現在の困難な状況を改革の機会と捉えて開始した新たな形での教育・研究への取組等も勘案して評価する。
- 上記の評価に当たっては、学修環境に制限がある中で、学修効果を高めるために行われた工夫や特記すべき取組及び未実施・未達成の点に関する今後の方策について大学に説明を求めることによって確認し、それぞれの取組を踏まえ評価を行う。